

府民の期待や情報化等の社会の進展に応じた  
政策提案・提言機能を一層高める取組の実施  
について

平成30年3月  
議会運営委員会  
議会改革検討小委員会

# 目次

1	検討の経過	
(1)	村田議長からの議会改革の取組に関する諮問	1
(2)	小委員会の設置及び検討の経過	1
ア	小委員会及び作業部会の設置	1
イ	検討の経過	1
2	検討の結果	
(1)	小委員会からの提言について	2
①	議員提案条例等による積極的な政策立案の推進について	2
②	議会基本条例の検証について	2
③	委員会における政策提案・提言機能の強化について	2
(2)	小委員会における議論の状況について	3
ア	議員提案条例等による積極的な政策立案の推進について	3
イ	議会基本条例の検証について	5
ウ	委員会における政策提案・提言機能の強化について	5

# 1 検討の経過

## (1) 村田議長からの議会改革の取組に関する諮問

京都府議会では、これまでから、府民のための議会のあり方を求めて議論を重ね、開かれた議会や政策提案機能・監視機能の充実に向けた様々な議会改革の取組を実施してきたところである。

議会改革に終着点はなく、これまでの取組の成果を確かなものとし、更に発展させながら府民の信託に応え、府議会の権限を最大限に発揮していくためには、議会改革に関し、不断の検討を行うことが求められる。

平成29年7月3日、村田議長から議会運営委員会に対し、府民の期待や時代の要請に応じた議会改革の課題として、次の3つの事項の実施検討について諮問が行われた。

- I 選挙権年齢の引下げに応じた、未来を担う若者にとって府議会を身近なものとする広報広聴活動の実施検討
- II 府民の期待や情報化等の社会の進展に応じた、政策提案・提言機能を一層高める取組の実施検討
- III 政務活動費の役割をより府民に理解していただくため、政務活動費の成果・使途に関する府民への情報の提供のあり方の検討

## (2) 小委員会の設置及び検討の経過

### ア 小委員会及び作業部会の設置

村田議長からの諮問を受けた議会運営委員会においては、平成29年7月4日、Iの諮問項目については広報広聴会議において検討を行うこと、IIの諮問項目については議会運営委員会に委員12名で構成する議会改革検討小委員会（以下「小委員会」という。）を設置して検討を行うこと及びIIIの諮問項目については理事調整会議において検討を行うことが決定された。

併せて、IIの諮問項目のうち情報通信機器の使用など情報化に関する技術的事項については、小委員会の委員5名で構成する作業部会（以下「作業部会」という。）を小委員会に設置して調査研究を行うことが決定された。

### イ 検討の経過

平成29年7月4日に開催された初回の小委員会において、秋田公司委員が委員長に選任された。

平成29年9月29日、小委員会では、IIの諮問項目に関し、諮問の趣旨に応えるた

めの具体的な検討項目（論点）として、次の①から④までの項目を選定した。このうち、④の検討項目については、先行する作業部会での検討状況を踏まえ、作業部会で調査研究を行う項目とした。

- ① 議員提案条例等による積極的な政策立案の推進
- ② 議会基本条例の検証
- ③ 委員会における政策提案・提言機能の強化
- ④ 【作業部会関係】議会の情報化による審議の充実等を通じた政策提案・提言機能の強化

以来、計10回の小委員会による討議により、上記①～③の検討項目に関し検討を行った結果をここに報告するものである。

なお、上記④の検討項目については、この報告とは別に、「議会の情報化による審議の充実等を通じた政策提案・提言機能の強化について」として検討の結果を報告することとした。

## 2 検討の結果

### (1) 小委員会からの提言について

小委員会としては、以下の3項目について、見直しが必要であるという意見で一致した。

#### ① 議員提案条例等による積極的な政策立案の推進について

政策条例に関する調査研究を能動的に実施し、その成果を議員提案条例による政策立案につなげられるよう、政策調整会議の目的を拡大してはどうか（通常時における調査研究機能の目的への追加）。

#### ② 議会基本条例の検証について

政策調整会議において、定期的（1期4年や2期8年ごと）に検証を行うこととし、初回検証を、平成30年度（条例制定から2期8年のタイミング）に実施してはどうか。

#### ③ 委員会における政策提案・提言機能の強化について

委員会の政策提案・提言機能を高める手段・あり方について、さらに検討を行うこととし、平成30年度において、具体的な実施方法など、議論を深めてはどうか。

## (2) 小委員会における議論の状況について

### ア 議員提案条例等による積極的な政策立案の推進について

議員提案条例に関しては、従来から、政策調整会議において、検討を進めてきたところであるが、条例の制定時だけではなく、恒常的に、条例や政策についての研究を進めることができるよう、政策調整会議のあり方について検討を行ったところである。

### (7) 検討結果

政策条例に関する調査研究を能動的に実施し、その成果を議員提案条例による政策立案につなげられるよう、政策調整会議の目的を拡大してはどうか（通常時における調査研究機能の目的への追加）。

### (イ) 主な意見

○ 政策調整会議による条例立案の検討スキーム（理事調整会議からの要請を受けて、政策条例の立案協議・調整を行う場としての位置付け）は、そのままでもよい。

○ その上で、理事調整会議に至る前の整理の段階で、政策条例に関する調査研究を能動的に実施し、その成果を議員提案条例による政策立案につなげられるよう、会議の目的を拡大してはどうか（通常時における調査研究機能の目的への追加）。

＜調査研究項目のイメージ＞

- ① 議員提案により成立した議会基本条例・政策条例についての評価・条例改正の必要性その他の検証
- ② 全国自治体の議員提案による政策条例の制定・改正の状況等の調査研究
- ③ 府政の課題を解決する手法として、条例の制定・改正が有効と考えられる分野の調査研究

○ 政策調整会議の具体的な年間の運営計画を、年度当初に定めてはどうか。

(ウ) 新しい政策調整会議の運営イメージ

1 調査研究【新たな機能】

調査研究計画の策定（年度ごと）

（5 臨～6 定）

※座長が、招集

<調査研究計画で定める協議事項のイメージ※> ※実際には会議で決定

- ① 議員提案により成立した議会基本条例・政策条例についての条例改正の必要性その他の検証
  - ▶ 議会基本条例については、定期的（1期4年や2期8年ごと）に検証
  - ▶ 議員提案による政策条例も、必要に応じ検証
    - ・犯罪のない安心・安全なまちづくり条例
    - ・歯と口の健康づくり条例
    - ・交通安全基本条例
- ② 全国自治体の議員提案による政策条例の制定・改正の状況等の調査研究
  - ▶ 基礎的研究事項として実施
- ③ 府政の課題を解決する手法として、条例の制定・改正が有効と考えられる分野の調査研究
  - ▶ ②の調査研究や法令の制定・改正状況を踏まえ、深掘りすべきと思われるテーマがあるときに実施

調査研究（年4回程度、会議を開催）

理事調整会議への研究結果の報告

（議員・会派の検討や委員会審議での研究成果の活用）

議員提案による条例の制定等積極的な政策の立案  
（議会基本条例第13条第1項）

2 具体的な政策条例の立案検討【従前からの機能】

（従前のおり）

※理事調整会議からの要請を受けてはじめて、検討を開始

## イ 議会基本条例の検証について

### (ア) 検討結果

政策調整会議において、定期的（1期4年や2期8年ごと）に検証を行うこととし、初回検証を、平成30年度（条例制定から2期8年のタイミング）に実施してはどうか。

### (イ) 主な意見

- 議会基本条例については、制定から時間も経過しているため、もう一度、検証することが必要ではないか。

## ウ 委員会における政策提案・提言機能の強化について

### (ア) 検討結果

委員会の政策提案・提言機能を高める手段・あり方について、さらに検討を行うこととし、平成30年度において、具体的な実施方法など、議論を深めてはどうか。

### (イ) 主な意見

- 政策提案・提言機能を高めるためには、例えば、今年はこのテーマで深掘りをすると決めておくなど、もう少し、委員間の論議を活発化させることができる委員会の運営のあり方について検討してはどうか。
- 委員間討議等による委員会の政策提案・提言機能を高める手段・あり方について、検討してはどうか。
- 特別委員会については、今年度からテーマ特化型の運営を行っていることを踏まえた検討が必要ではないか。
- 出前議会については、府民に発信するという広報の意味、我々議会のことをもっと府民に伝えるという意味でも積極的な提案をしてもよいのではないか。
- 議会の中でも重要な課題であると考えているので、慎重に検討する意味でも、平成30年度において、議論を深めることとしてはどうか。